復職認定基準、および手続きについて

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　殿

　　年　　月　　日に発令した貴殿宛て休職命令について、復職認定基準、および手続きは下記の通りとなりますので、ご確認ください。

記

1. 休職期間中に休職事由が消滅したとして復職を申し出る場合には、医師の治癒証明（診断書）を提出しなければならないこと。
2. 復職の判断をするにあたり、会社が必要と認める場合は、会社指定医による検診、意見聴取、あるいは診断書の作成等を命じることがあるが、その場合、これに従うこと。
3. 前項について、正当な理由なくこれを拒否した場合、前項の診断書を休職事由が消滅したか否かの判断材料として採用しないことがあること。
4. 前各項により、休職期間満了時までに治癒、または復職後ほどなく治癒することが見込めると会社が認めた場合には、復職となること。
5. 前各項により、休職期間満了時までに治癒せず、または復職後ほどなくしても治癒することが見込めないと会社が認めた場合には、休職期間満了日をもって当然退職となること。
6. 復職の判断基準である治癒とは、健康時に行っていた通常の業務を遂行できる程度に回復し、かつ復職後再発の予見可能性が低い状態をいうものであり、主治医の診断書に加えて、必要に応じて、会社指定医の診断も参考の上、会社が決定するものであること。
7. 復職後6ヶ月以内に、休職の原因となった同一の理由ないし類似の理由により、欠勤ないし完全な労務提供をできない状況に至ったときは、復職を取消し、直ちに休職を命ずること。
8. 前項の場合の休職期間は、復職前の休職期間の残日数とすること。ただし、残日数が1ヶ月未満の場合は、休職期間を1ヶ月とすること。
9. 第5項により、復職予定日、または休職期間満了日以降において、完全な労務提供が困難と判断された場合、休職期間満了日をもって当然退職となること。

以上

上記事項に関して、会社より説明を受け、その内容について同意致します。

年　　月　　日

氏名